

## 袖ヶ浦福祉センター養育園利用者の死亡事件等について

発表日：平成 25 年 12 月 12 日

千葉県健康福祉部障害福祉課

043-223-2352

県立施設袖ヶ浦福祉センター養育園（指定管理者：社会福祉法人千葉県社会福祉事業団）の利用者（19 歳 男性）が、本年 11 月 26 日に死亡しました。

このことに関し、12 月 11 日に障害者総合支援法等に基づく立入検査を実施した結果、同施設の 5 人の職員が、死亡した利用者に対し、それぞれ暴行を行っていたことが確認されました。また、当該 5 人の職員が、通常の支援の中で、亡くなった利用者とは別に、利用者 9 名に対し、それぞれ暴行を行っていたことも併せて確認されました。

県立施設で、このような不祥事を起こし、御本人や御親族に大きな苦痛や悲しみを与え、また、施設の他の利用者や県民の信頼を損なう事態を招いたことを、深くお詫び申し上げます。

今後、このようなことを二度と起こさないよう、再発防止に向け万全を期してまいります。

### 1. 死亡した利用者

19 歳男性

### 2. その他暴行を受けたことが確認された利用者

11 歳から 26 歳までの男性 9 名

### 3. 暴行行為が確認された職員

男性職員 5 名

### 4. 施設の概要

名 称 袖ヶ浦福祉センター 養育園  
(児童福祉法第 42 条第 1 号の規定による福祉型障害児入所施設)  
(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  
第 5 条第 12 項に規定する障害者支援施設)

定 員 80 名

所在地 袖ヶ浦市蔵波 3108 番の 1

- 事業内容
- ・知的障害のある児童を入所させて、保護するとともに、日常生活の指導及び独立自活生活に必要な知識技能の付与を行う。
  - ・主に知的障害者に対して、入所・排泄・食事の介護等を行うとともに創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
- 開設年月 昭和 42 年 4 月
- \*現在は、社会福祉法人千葉県社会福祉事業団（理事長：近藤敏旦）が、指定管理者として、施設の管理運営を行っている。  
指定管理期間：平成 23 年度～27 年度

## 5. 経 過

- ・ 11 月 25 日  
利用者が養育園内で夕食後に呼吸困難となり救急搬送。26 日未明に搬送先医療機関で死亡（「敗血症による多臓器不全」と診断）
- ・ 11 月 29 日  
警察から、28 日に検視及び解剖をしたとの連絡が、養育園に入る。
- ・ 12 月 2 日  
29 日からの社会福祉事業団（以下、「事業団」という。）の内部調査（職員への聞き取り調査）の結果、「職員 A が当該利用者に対する暴行を加えている現場を目撃した。」との情報が職員からあり、警察に対し提供した。
- ・ 前後  
警察による捜査、県による事業団からの聴取、事業団による内部調査
- ・ 12 月 5 日  
「先の職員 A を含む計 5 名が、当該利用者や他の利用者に対して、それぞれ暴行を加えていた。」との情報が職員からあり、警察に対して提供した。
- ・ 12 月 6 日  
県から事業団に対し、現地にて、利用者に対する適正な処遇の確認及び立入検査日（11 日）の関係職員の待機を指示
- ・ 12 月 11 日  
障害者総合支援法等に基づく立入検査実施  
⇒ 事業団役員及び養育園職員（全 20 人）からの事情聴取における職員の自供又は証言により、養育園第 2 寮の 5 人の職員が死亡した利用者に対し、それぞれ暴行を行っていたことが確認されるとともに、当該 5 人の職員が、通常の支援の中で、亡くなった利用者とは別に、利用者 9 名に対し、それぞれ暴行を行っていたことが確認された。

## 6. 今後の対応

- ・ 11 日の立入検査により、現在養育園第 2 寮所属の職員 5 名が、利用者に対してそれぞれ暴行していたことが確認されたが、このほか、検査時の職員

の証言等により、以前第2寮に所属していた職員による暴行の疑義や、事業団が運営する他施設における暴行の疑義が確認されたことから、継続して、立入検査を実施する。

なお、立入検査員の増強により、事業団が運営する全入所施設に対する立入検査を速やかに実施する。

- ・ 立入検査結果も踏まえ、事業団内部の業務管理の実態等について、外部の有識者も入れ、徹底的に調査し、問題点を究明する。

なお、問題の全容が究明されるまでの間においても、県職員の常駐も含めた現場チェック体制の強化を図る。